

第 6718 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 7月 7日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 感染が疑われる場合のホテルの利用料、交通費など

**Q**：社員に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合のホテルの利用料やホテルまでの交通費は、どのように取り扱われますか？

**A**：次のように取り扱われます。

### 【解説】

会社が社員に対して、業務のために通常必要な費用（例えば、職場以外の場所で勤務することを会社が認めている場合のその勤務に係る通常必要な利用料、交通費など）について、その費用を精算する方法（社員からその費用に係る領収証等の提出を受けて、その費用を精算する方法）又は会社の旅費規程等に基づいて支給する一定の金銭については、社員に対する給与として課税されません（企業がホテル等に利用料等を直接支払う場合も同様です）。

ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用について支給するもの（例えば、社員が自己の判断によりホテル等に宿泊した場合の利用料など）や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を会社に返還する必要がないものは、社員に対する給与として課税対象となります。

なお、会社においては、原則として、これらの費用は消耗品費、旅費交通費等や給与として損金の額に算入できることとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】